

専門的・技術的分野における外国人材の受入れ
に関するタスクフォース幹事会（第3回）

議事次第

〔平成30年3月9日(金)14:00～
合同庁舎8号館8階特別中会議室〕

- 1 開会
- 2 議事
各業種の現状に関するヒアリング
- 3 閉会

〔配付資料〕

資料 国土交通省資料

建設業における外国人材の活用について

国土交通省土地・建設産業局
平成30年3月9日

期間：

2015年度～2022年度末まで

※2017年11月の告示改正により2020年度以降の在留を可能とした(新規受入は2020年度末まで)

受入対象者：

技能実習(第2号または第3号)修了者
(過去に修了し帰国した者を含む)

在留資格：

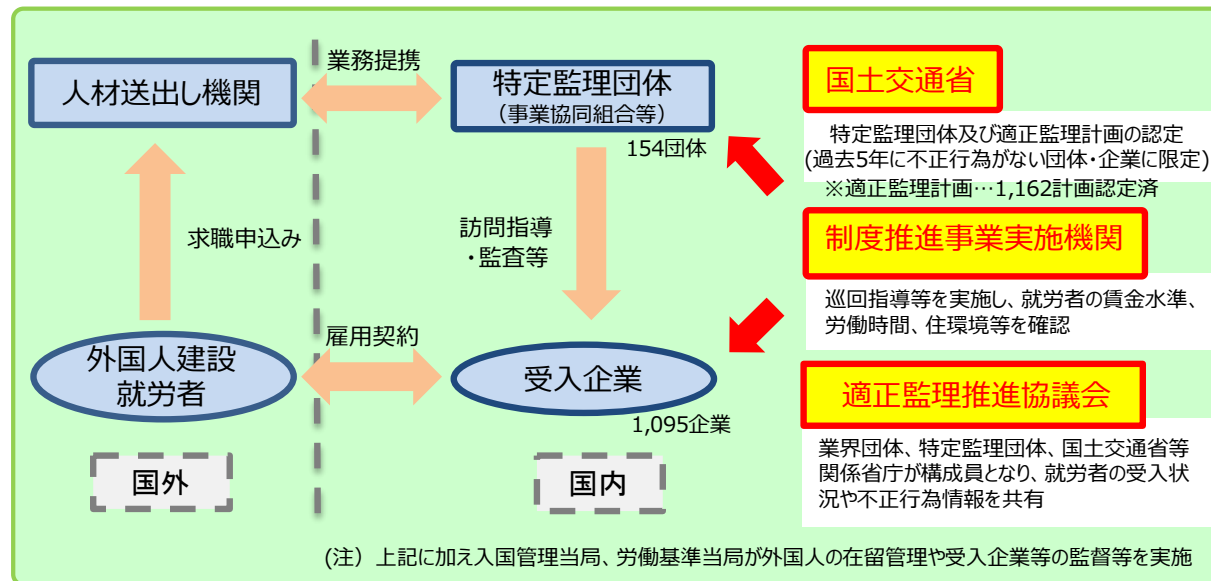
特定活動

在留期間：

2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国した者は3年以内

<外国人建設就労者受入事業における受入・監理体制>



【参考】「日本再興戦略」改訂2014（6月24日閣議決定）

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、処遇や重層下請構造の改善、現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることを決定した。（中略）なお、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業については、（中略）建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講ずることとし、所要の準備を行う。

建設分野における外国人材の受け入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、平成23年度から4倍以上に増加（1.2万人→5.5万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く（H29.10時点：3.7万人）、近年増加傾向にある。
- 平成27年度から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

> 建設分野に携わる外国人数

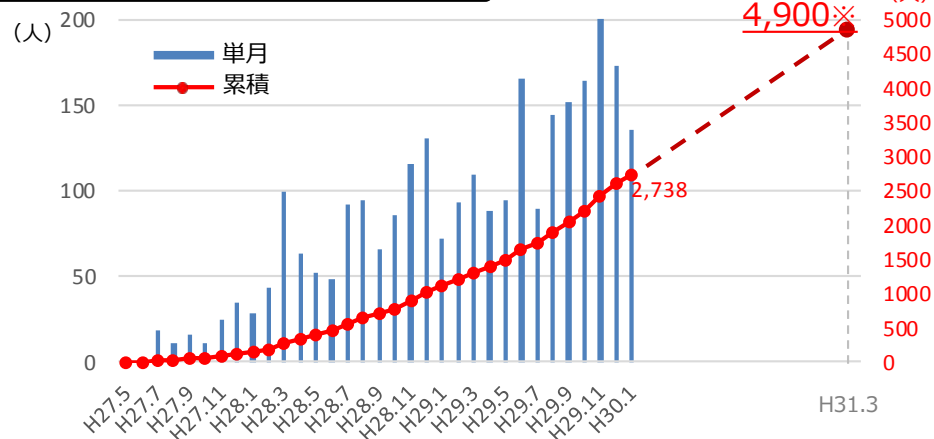
（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23→H29 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	86.3%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	330.3%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	438.8%
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,738	-

※外国人建設就労者は年度末時点（平成29年度は1月末現在）、その他は10月末時点の人数。
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

外国人建設就労者の受入状況（平成30年1月末時点）

外国人建設就労者の受入数の推移



※平成30年度末時点で4,900名程度が就労する見込み

外国人建設就労者の国籍

単位：人

国籍	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	モンゴル	ミャンマー	タイ	スリランカ	ネパール	ラオス	カンボジア	バングラデシュ
人数	910	865	462	374	36	37	26	8	8	5	5	2

外国人建設就労者の職種

単位：人

職種	鉄筋施工	とび	建築大工	溶接	型枠施工	建設機械施工	左官	塗装	鉄工	内装仕上げ施工	防水施工	配管
人数	523	501	353	318	293	145	132	76	71	63	51	50
コンクリート圧送施工	建築板金	タイル張り	表装	かわらぶき	石材施工	冷凍空調和機器施工	建具製作	サッシ施工	熱絶縁施工	さく井	ウエルポイント施工	築炉
	49	40	18	9	10	8	7	6	5	5	3	2

造船業・船用工業分野における外国人材の活用

国土交通省海事局

平成30年3月9日

- 2018年1月末時点での外国人就労者数(造船特定活動)は2,511人であり、職種は溶接が約90%を占めている。
- 出身国は中国、フィリピン、ベトナムで90%以上を占めている。
- 外国人技能実習生は、2017年3月末時点で6,253人となっている。

1. 外国人造船就労者受入事業 (造船特定活動)

制度概要

期間：2015年度～2022年度末まで
(新規受入は2020年度末まで)

受入対象者：技能実習 (第2号または第3号) 修了者
(過去に修了し帰国した者を含む)

在留資格：特定活動

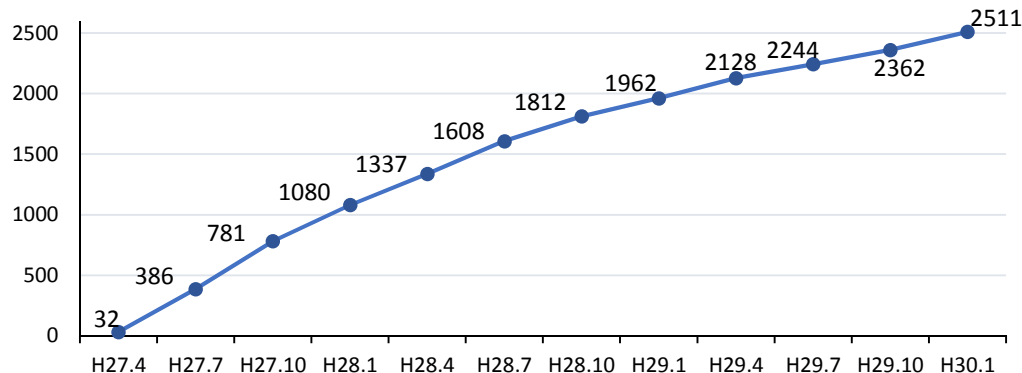
在留期間：2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国した者は3年以内

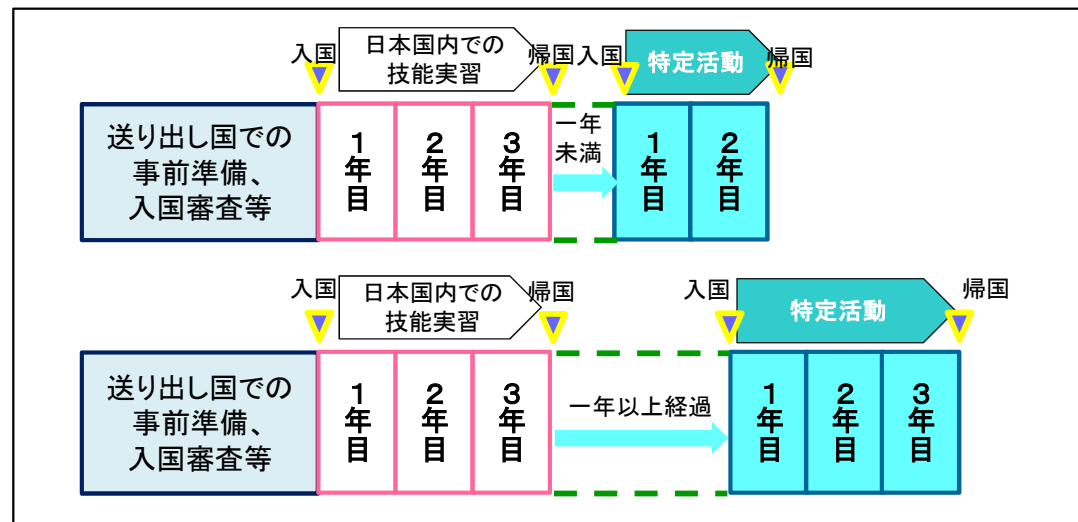
事業実施状況 (1月31日時点)

○2018年1月末時点の就労者数 2,511人

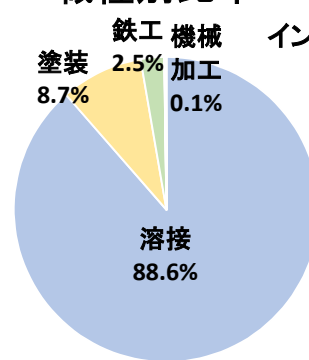
外国人造船就労者数(各月末時点)



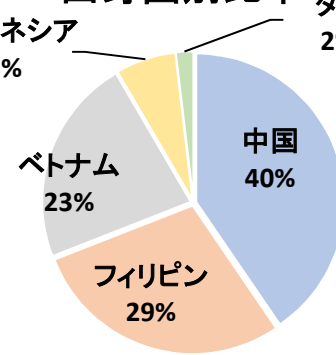
<造船特定活動への受入れの流れ>



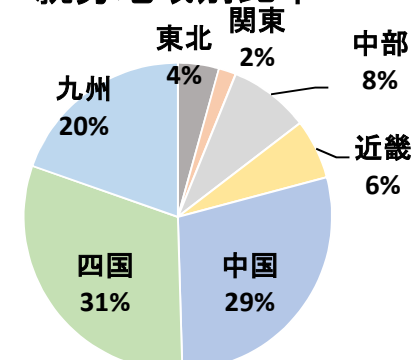
職種別比率



出身国別比率



就労地域別比率



2. 外国人技能実習制度

○2017年3月末時点の技能実習生数 6,253人

船用工業分野における外国人材の活用

船用工業の現状

- 2016年の日本の船用工業生産額は9,757億円(前年比4.5%減)。輸出は約4割の3,870億円(前年比5.2%増)。
- 輸出される主な船用機器は、船用機関(エンジン)、船用補助機械(ポンプ等)、プロペラ、航海用機器等。
- 2016年末の船用工業事業所数は1,131事業所(前年比1.0%減)であり、従業員数は約49,000人(前年比2.8%増)。

主な船用工業製品



<エンジン>



<船用補助機械(ポンプ)>

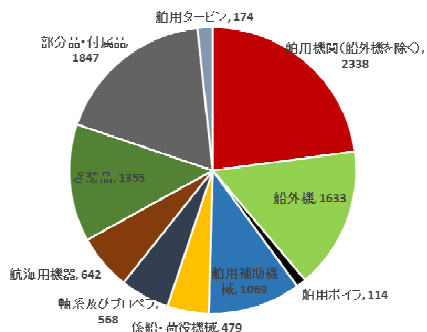


<プロペラ>



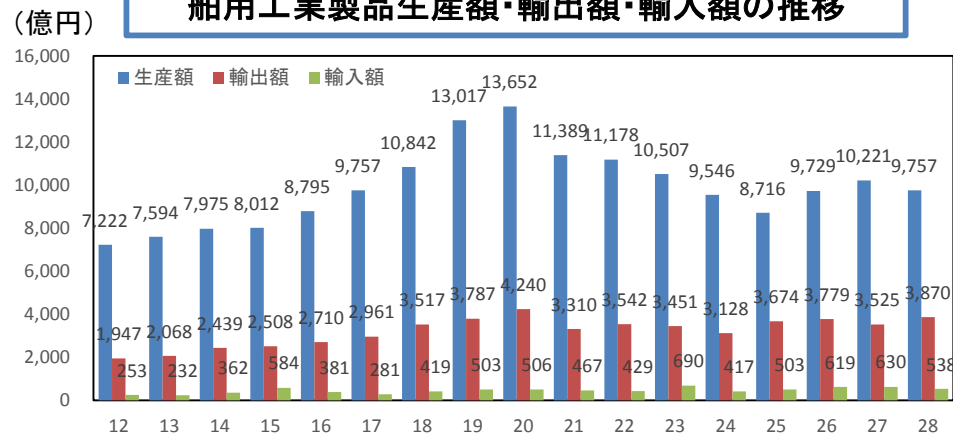
<航海用機器>

我が国船用工業製品 品目別出来高構成比 (2015年)



出展:平成27年 船用工業統計年報

船用工業製品生産額・輸出額・輸入額の推移

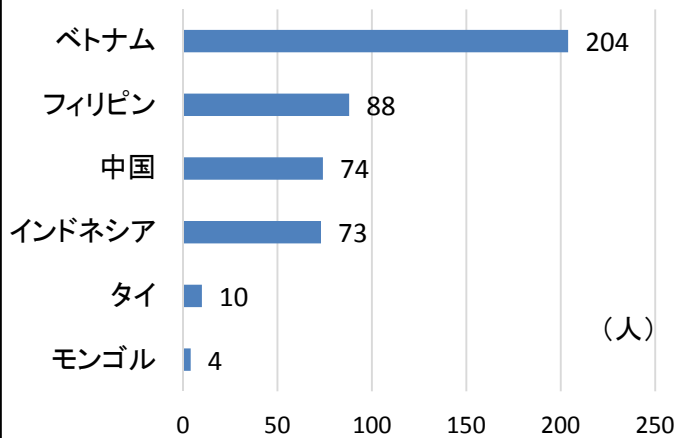


技能実習生の受入状況

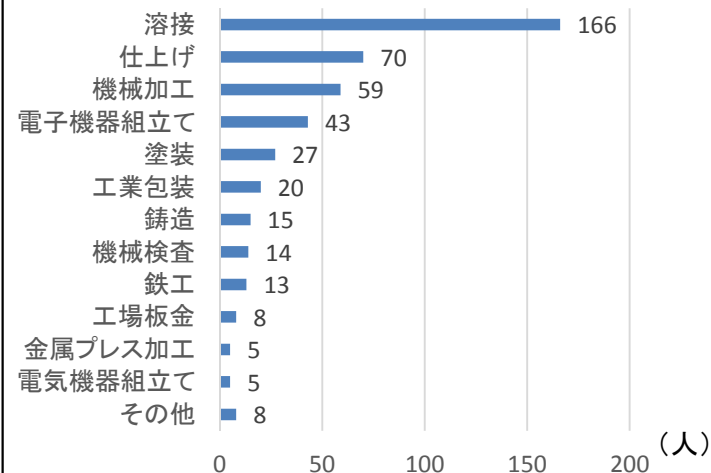
外国人技能実習生:453人
受入企業:31社
(団体監理型29社、企業単独型2社)

※(一社)日本船用工業会調べ

出身国別受入人数



職種別受入人数

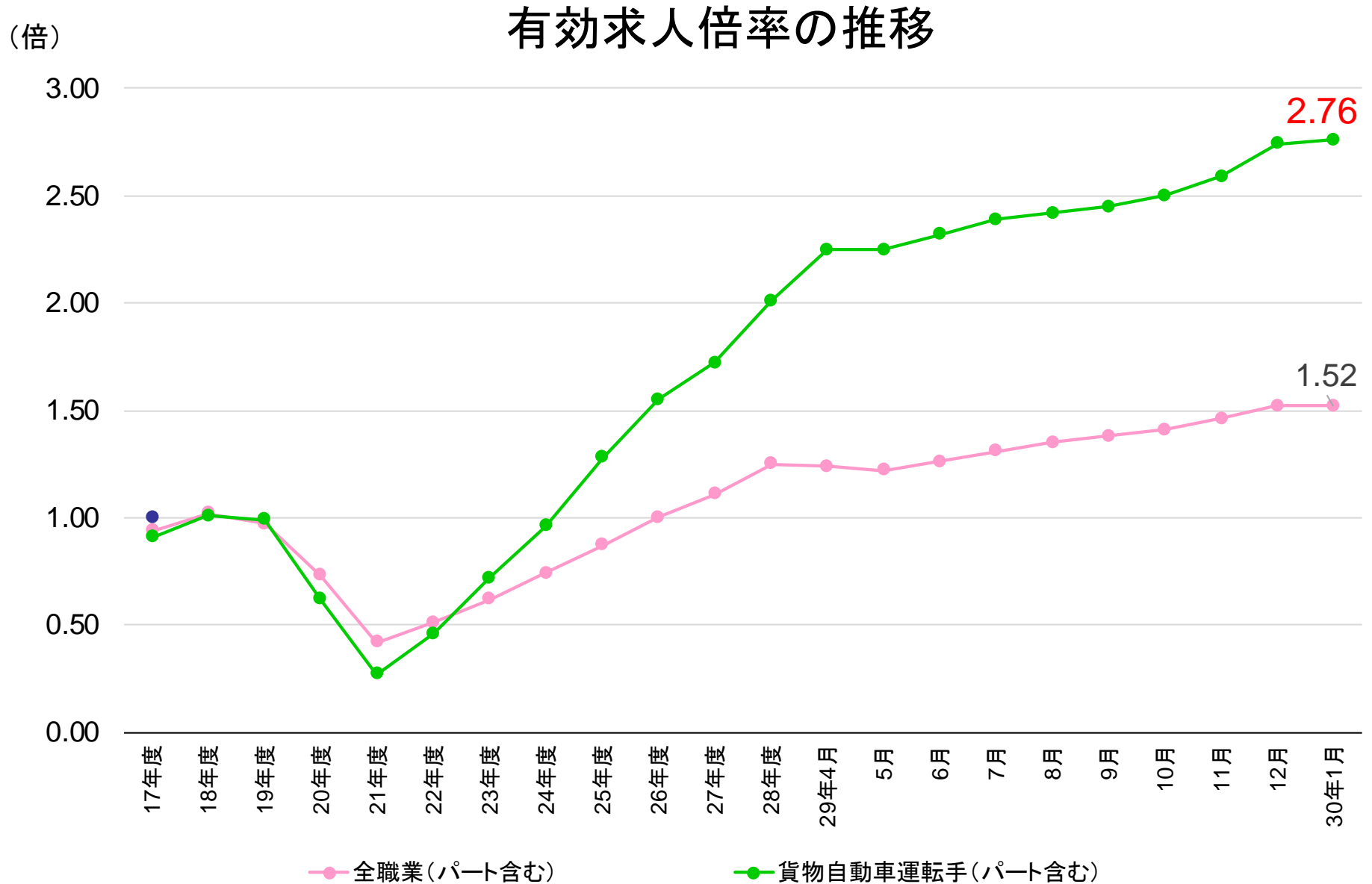


トラック分野における外国人材の活用

国土交通省自動車局

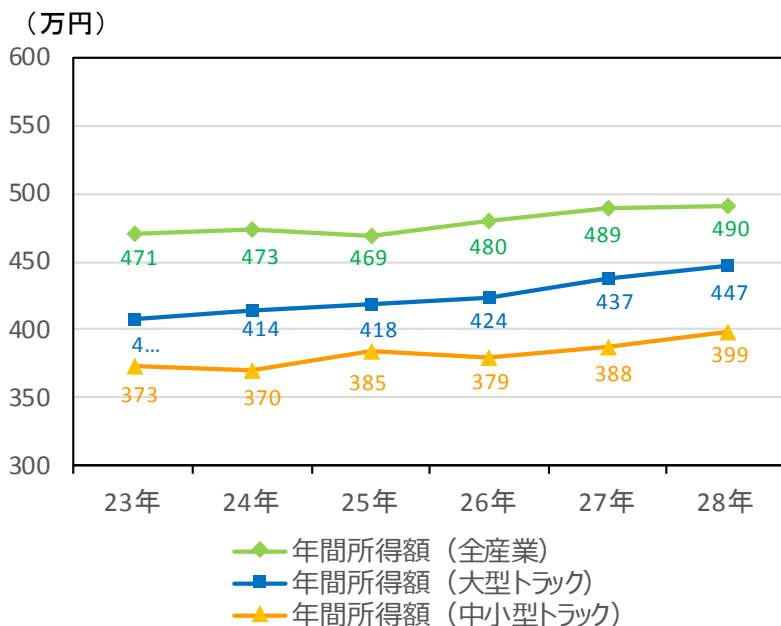
平成30年3月9日

トラックドライバー不足の現状について①



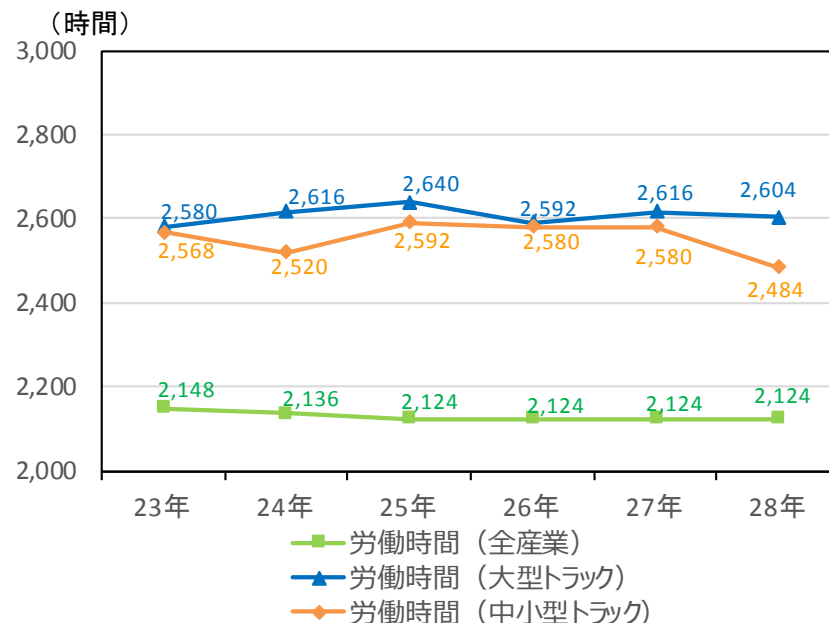
➤トラックドライバーは、全産業と比較して低賃金・長時間労働
 →人手不足の解消に向けては、**労働条件の改善が不可欠**。

【年間所得額の推移】（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）



トラックドライバーの年間所得額は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で約1割低く、中小型トラック運転者で約2割低い。

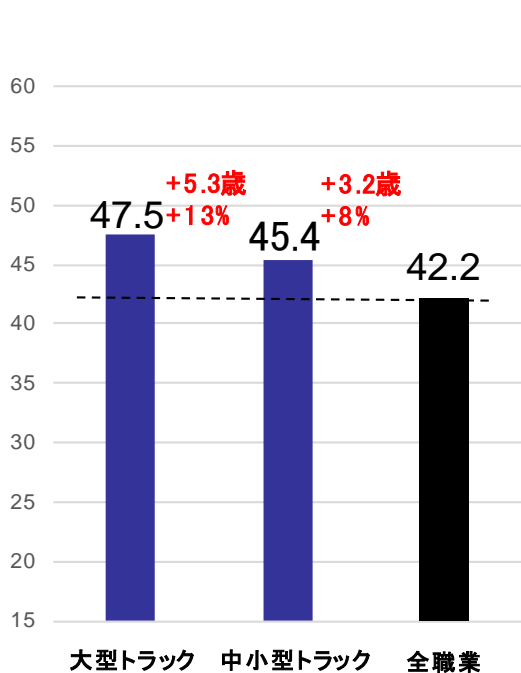
【年間労働時間の推移】（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）



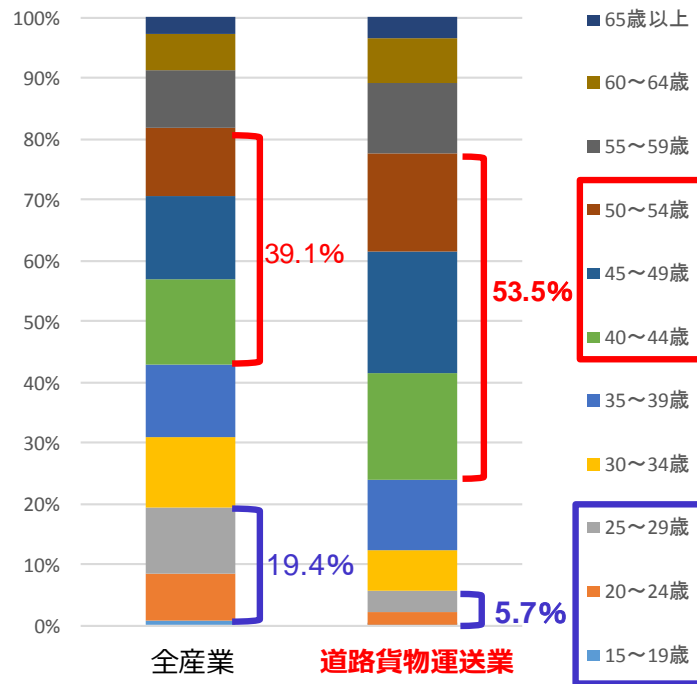
トラックドライバーの年間労働時間は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で約1.22倍、中小型トラック運転者で約1.16倍。

- トラック運転手の平均年齢は、全職業平均と比較して約3～5歳高い。
- トラック業界で働く人のうち、約53.5%は40～54歳。
- 一方、29歳以下の若年層は全体の6%以下。
- 女性の割合は2.5%と、全産業と比べて極めて低い状況。

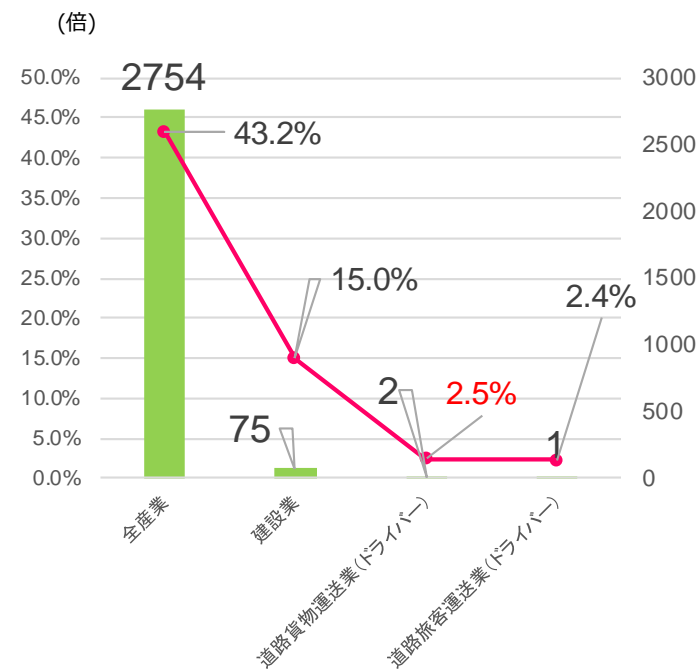
【平均年齢の比較】



【ドライバーの年齢構成】



【女性の進出状況】



注) 「大型トラック」、「中小型トラック」はそれぞれ厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」における「営業用大型貨物自動車運転者」、「営業用普通・小型貨物自動車運転者」の数値。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(H29)より

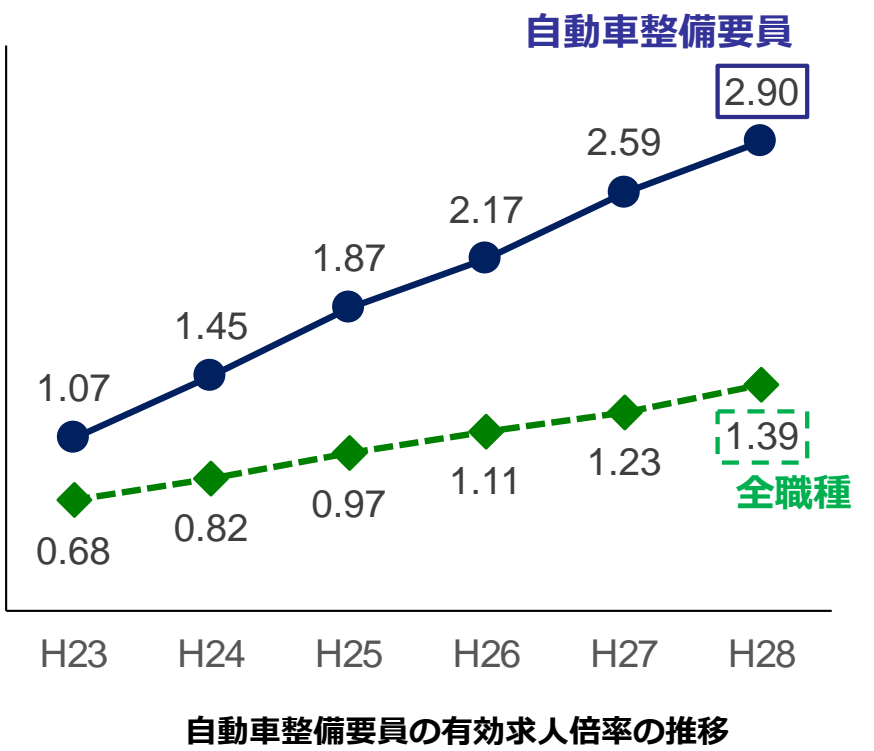
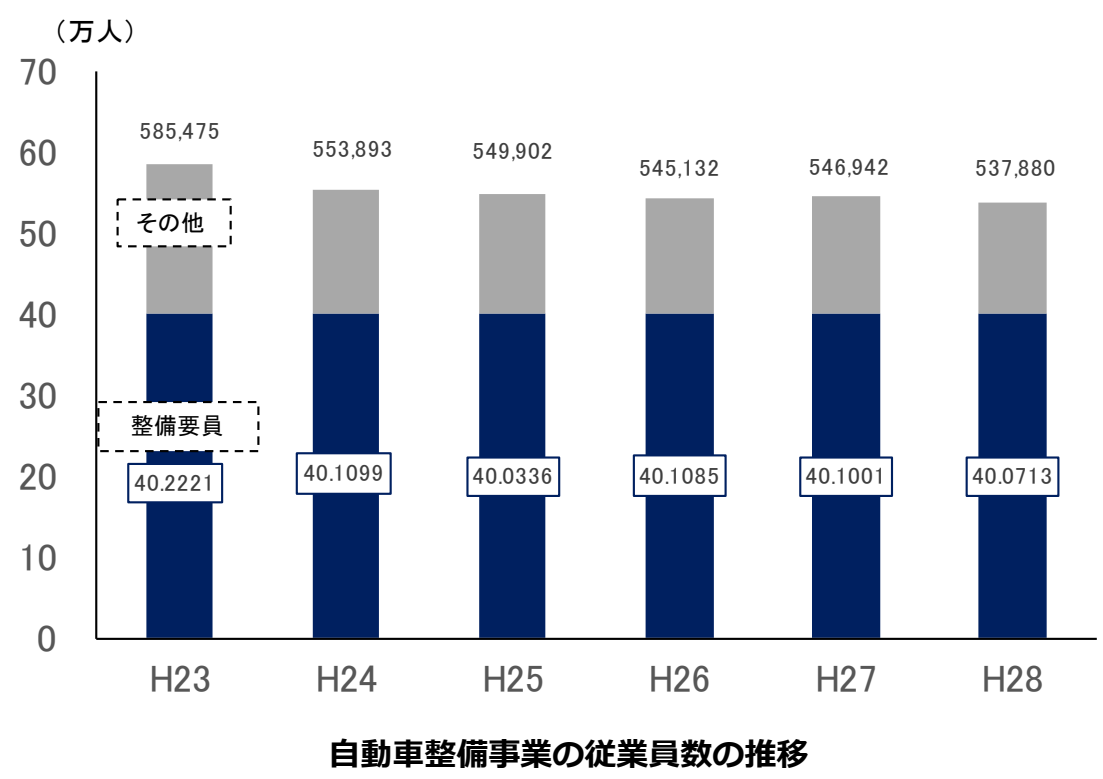
■ 女性就業者数 ● 就業者に占める女性の割合

自動車整備業における一定の専門性・技能を有する 外国人材の受入れについて

平成30年3月9日
国土交通省自動車局

自動車整備要員数と有効求人倍率の推移

- 自動車整備事業における従業員数は、近年、ほぼ横ばいで推移。
- 自動車整備要員の有効求人倍率は、H23年の1.07から、H28年には2.90へ急伸。



出典：(一社)日本自動車整備振興会連合会編 平成28年度版「自動車整備白書」

出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

自動車整備業における外国人材の受入状況

1. 「専門的・技術的分野の外国人」の受入

主な資格取得要件（「技術・人文知識・国際業務」の主な在留資格要件）

- ①～③のいずれかに該当していること
 - ① 当該技術に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
 - ② 当該技術に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと
 - ③ 10年以上の実務経験を有すること
- 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

■自動車整備業務にかかる許可事例（法務省ホームページより）

本邦の自動車整備科を卒業し、専門士（2級整備士）の称号を付与された者が、本邦の自動車の点検整備・配送・保管を業務内容とする企業との契約に基づき、月額18万4千円の報酬を受けて、サービスエンジニアとしてエンジンやブレーキ等自動車の基幹部分の点検・整備・分解等の業務に従事するとともに、自動車検査員としての業務に従事することとなるもの。

✓ **受入実績：51人（平成29年6月末時点）** 出典：国土交通省自動車局整備課調べ

2. 外国人技能実習制度による外国人の受入

自動車整備職種における外国人技能実習制度の経緯

- 平成28年4月、外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加。
- 平成29年4月、「自動車整備職種の自動車整備作業について外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件」（平成29年国土交通省告示第386号）を策定。
（→整備工場における実習開始前に行う、入国前又は入国後の講習内容の義務付け等）
- 平成30年2月、外国人技能実習法に基づく「外国人技能実習制度自動車整備事業協議会」設置

✓ **外国人自動車整備技能評価試験初級 合格者数：333名（平成30年2月23日時点）**

※ 今後、外国人自動車整備技能評価試験初級の受験者数は増加予定。また、外国人自動車整備技能評価試験専門級も開始予定。

出典：自動車整備職種評価試験機関（（一社）日本自動車整備振興会連合会）調べ